指名停止措置状況（物品・印刷・業務委託等）

令和８年２月５日現在

商　　号 住　　所	適用措置 停止期間	開始年月日 終了年月日	指　名　停　止　の　理　由
（株）トーニチコンサルタント 東京都渋谷区本町一丁目13番3号	独占禁止法違反行為 ２か月	令和 8年 2月 5日 令和 8年 4月 4日	特定特装車製品の販売価格等に関し、独占禁止法第3条（不正な取引制限の禁止）の規定違反で、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。